

## 9 良好な景観形成のために

屋外広告物は、見たい人見たくない人に関わらず、自然と目に入ってくるもので、公衆の誰もが見る景観の一部を形成する大事な要素となります。大きくて派手なデザインの看板など、人目を引くものなども見受けられますが、良好な景観形成に向けては、周囲の景観との調和や環境に配慮された屋外広告物の設置等が求められます。

屋外広告物の色彩や形態、デジタルサイネージなど、景観上配慮が必要な事項を十分考慮して、皆が気持ちよく生活できるような景観づくりを心掛けてください。

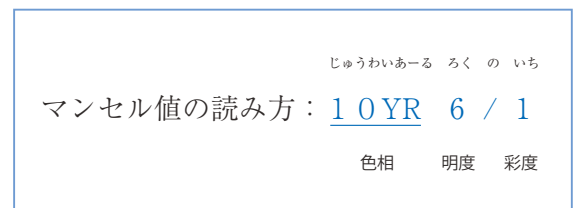
### 9-1 周囲の景観に配慮した色彩

#### ■色の使い方

色を効果的に使うためには、色の特性や周囲の景観を踏まえて色選びを慎重に行う必要があります。また、色彩の規制を設けている地域もありますので、色の基礎的な知識について理解を深めましょう。

#### <マンセル表色系>

- 色を色相、明度、彩度の3つの属性で客観的に表すもので、これら3つの属性を記号化して表すものをマンセル値といいます。



**色相**：「色合い」を表す。10種類の基本色の頭文字のアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせて表記

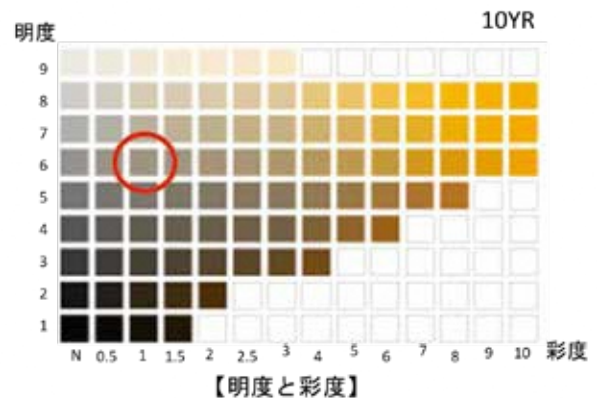
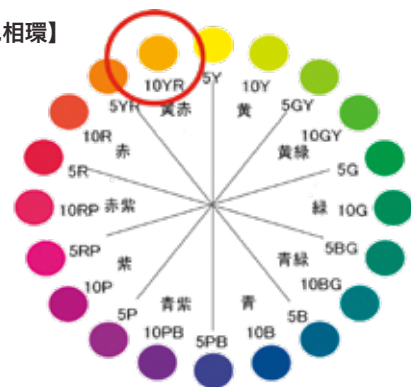
**明度**：「明るさ」の度合いを表す。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなる。

実際には、最も暗い黒で明度1.0程度、最も明るい白で明度9.5程度

**彩度**：「鮮やかさ」の度合いを0から14程度の数字で表す。

鮮やかさのない色彩ほど数字が小さく、無彩色の白・黒・グレー等の彩度は0になる。

【色相環】



※広告景観保全地区（伊豆西南海岸広告景観保全地区、伊豆縦貫自動車道関連広告景観保全地区）の色彩規制  
<地の色彩>  
色相 10YR、かつ明度3以上6以下、彩度1以上6以下

## <ポイント>

### ●周囲の環境を踏まえた色使い

- ・歴史的なまちなみ、自然豊かな環境など、屋外広告物の背景となる周囲の環境によって、なじむ色には違いがあります。そのため、周囲の景観を踏まえた色選びが大切です。

### 歴史的なまちなみ

- ・ダークブラウン、ダークグレーなど落ち着いた基調の色はなじみますが、淡いパステルカラーだと違和感があります。



### 茶園など自然豊かな環境

- ・低彩度で淡い基調の色がなじみやすい。  
茶園には、緑系など

(p.54・55 参照)



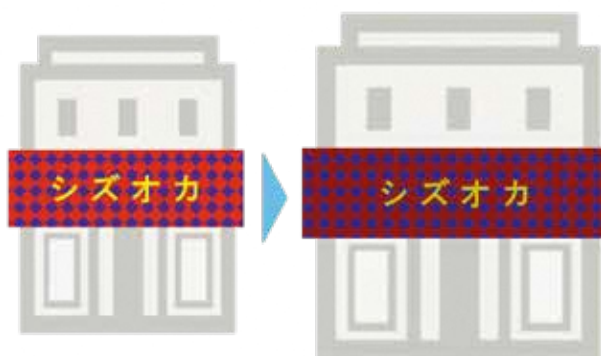
### ●過剰な色使いは控える

- ・たくさんの色、高彩度で目立つ色を使った屋外広告物は、見た人に混乱を与えます。



### 彩度を下げる

- ・同じ色相でも彩度を下げるなど周囲の景観への配慮した色使いを心がけましょう。
- ・明度や彩度が高い色を使用する場合は、必要最小限の面積に留めましょう（例えば、板面の一部にアクセントとして限定的に用いるなど）。



彩度を下げる

### 色の数を減らす

- ・周囲の景観にお構いなく、派手な色彩にしているものも見かけられますが、過剰な色使いは控え、色の数を減らすと見た目が変わります。



色の数を減らす

### 素材の色を活かす

- ・建物や壁など素材の質感を活かすと、全体的にシックな印象になります。



建物の色を活かす

## ●写真やイラストの使い方

### 過剰な演出は控えましょう

- ・写真やイラストを同じ板面に複数使ったり、大きすぎる人物写真を使ったり、キャラクターをちりばめるなど、過剰な演出の看板を見受けることもあります。
- ・こうした屋外広告物は、目立つかもしれませんが、何の広告か判別できないだけでなく、見た人にとって不快感や悪い印象を与える懸念があります。
- ・景観はみんなの財産です。公衆や周囲の景観に配慮して、過剰な演出を控えましょう。



### 盛り込みすぎ

- ・文字が写真や絵と重なっていると内容が識別しづらいものになります。
- ・多くの色を使いすぎることマイナスです。



### メリハリをつける

- ・文字と写真の配置や配色を見直すことで、視認性が高く、すっきりと表示できます。
- (※注：案内図板には、設置基準等があります。)



## <茶園景観に配慮した屋外広告物の色彩ガイドライン（H24. 3策定）>

牧之原茶園・空港周辺地域では、静岡県を代表する茶園景観の保全、形成を推進するため、屋外広告物の色彩ガイドラインをまとめました。ほかの地域の茶園などでも、ぜひ参考にしてください。

### 本ガイドライン策定の趣旨

本県には、広大な茶園の美しい景観が多数あります。茶園景観は、静岡らしさを感じられる重要な景観であり、茶園に沿った道路から良好な景観を楽しむためには、沿道の屋外広告物が、茶園景観と調和した魅力あるものとなるよう心がけていくことが大切です。そこで、県、関係市町等で組織する牧之原茶園・空港周辺地域景観協議会では、茶園景観に配慮した屋外広告物の推奨色等を示したガイドラインを策定しました。

今後、このガイドラインを活用して、魅力ある茶園景観づくりに御協力をお願いします。

### 茶園景観に配慮した屋外広告物の推奨色等

- 1 ベースカラー（地色）には、「①緑系」または「②白系」を使用（推奨色）

「① 緑系」の推奨色（GY※、G系で中明度、中彩度）	色相：10Y～5G 明度：3～5 彩度：4～6
「② 白系」の推奨色（YR、Y系で高明度、低彩度）	色相：5YR～10Y 明度：8～9 彩度：1～2

※記号はマンセル値を表しています。

- 2 色数は5色以内

・ベースカラーは1色、アクセントカラー1色、サブカラー3色以内としましょう。

- 3 高彩度色は面積に注意してアクセントカラーに使用

- 4 サブカラーには彩度6以下の色を使用

・ベースカラーが「②白系」の場合、サブカラーに「①緑系」の使用を推奨します。

- 5 茶園景観になじまない「紫（P）」、「赤紫（RP）」の使用を控える（2.5P～10RP）

- 6 支柱の色はダークブラウン（10YR2/1）

〈参考〉

ベースカラー：屋外広告物の表示面において、全体の70%程度を占める景観色（地色）

アクセントカラー：屋外広告物の表示面において、全体の5%程度を占める色

サブカラー：上記以外の色

### 茶園景観に配慮した屋外広告物のイメージ

ベースカラーに「①緑系」を使用した場合（例）



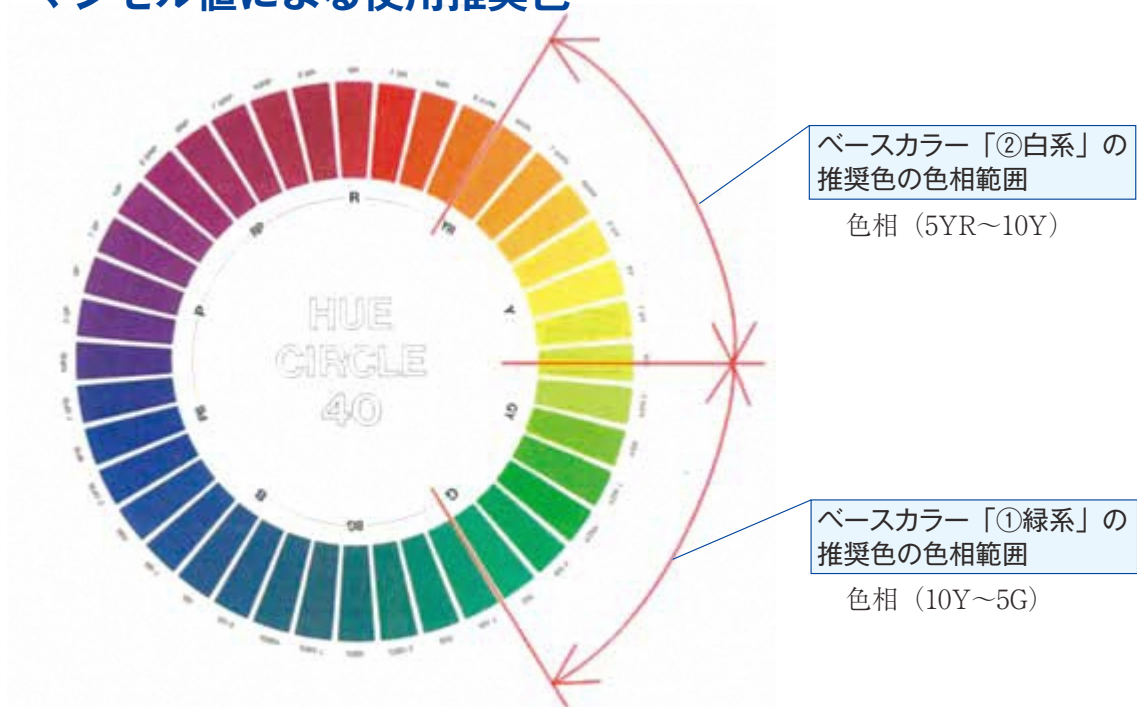
ベースカラー：5G5/4（支柱：10YR2/1）  
アクセントカラー：7.5Y9/3（矢印、小さい丸）  
サブカラー：5YR9/1（白文字）  
5GY8/4（大きい丸）

ベースカラーに「②白系」を使用した場合（例）



ベースカラー：10YR8.5/1.5（支柱：10YR2/1）  
アクセントカラー：7.5R5/12（矢印）  
サブカラー：2.5G3/4（板面下）10R3/3（茶文字）  
7.5GY8/4（茶葉）

## マンセル値による使用推奨色



ベースカラー「①緑系」の推奨色(例)							中明度 (明度 3 ~ 5)、中彩度 (彩度 4 ~ 6)
10Y4/4	2.5GY5/6	5GY5/4	7.5GY5/4	7.5GY5/6	10GY5/4	10GY4/4	
							支柱の色
10GY4/6	2.5G5/6	2.5G4/4	2.5G3/4	5G5/4	5G3/6	10YR2/1	

ベースカラー「②白系」の推奨色(例)							高明度 (明度 8 ~ 9)、低彩度 (彩度 1 ~ 2)
5YR9/1	5YR8/2	7.5YR9/2	7.5YR8/2	10YR9/1	10YR8.5/1.5	2.5Y9/1	
							支柱の色
2.5Y8.5/2	5Y9/1	5Y8/2	7.5Y9/1	10Y9/1	10Y8/1	10YR2/1	

【色彩指導】 カラーコンサルタント牧野怜子氏 (AAC カラーワークス <http://www.aac-w.co.jp>)

## 9-2 形・大きさ・高さを揃えて集合化

### ■見た目を揃える

屋外広告物の見た目がバラバラで揃っていないと、本来伝えたい情報をうまく伝えることができなくなります。また、統一感のない屋外広告物は、周囲の景観に与える影響も悪くなります。



### <ポイント>

- 同じ場所に複数表示する場合、形や高さ・大きさを統一

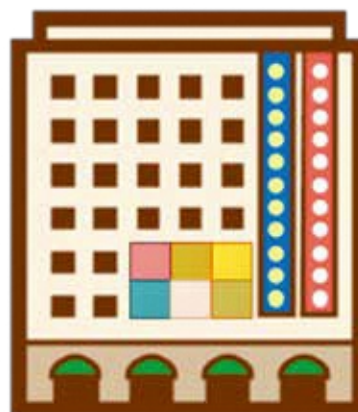
#### 形がバラバラで情報を盛り込みすぎ

- ・あれもこれも伝えようとする、見た人には、何を伝えたいのか分からない状況になります。
- ・情報が乱立しないよう、メリハリのある簡潔な表示内容を心がけましょう。



#### 統一して分かりやすく表示

- ・形や高さ、大きさ、デザインなどを統一。
- ・統一すると、壁面がすっきりとした見た目になり、分かりやすく屋外広告物を表示できます。



## ●複数の看板を集合化

- ・交差点付近などに複数の看板が乱立していると、周囲の景観に与える影響は悪くなります。
- ・見た目も悪く、何を案内しているのか識別しづらい状況を改善するには、集合化が効果的です。



### 関係する方々の協力が不可欠

- ・広告主や広告業者の方々が協力して、案内図板を改修した事例（伊豆の国市：国道135号）



### 見た目を揃えて分かりやすく

- ・高さや大きさ、デザインを揃えて、必要以上に目立つ色彩等は避けましょう。
- ・見た目が揃っていると、道案内などの効果も向上します。

（※注：案内図板には、設置基準等があります。）



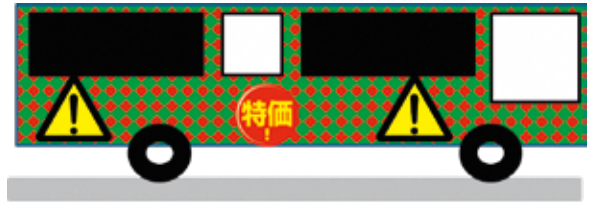


## 9-3 車両ラッピング、のぼり旗

### ■車両ラッピング

派手なデザインや奇抜な色使いのラッピングをした車両は、見た人に圧迫感を与えるだけでなく、周囲の車両を運転している方の注意力を削ぐなど、交通安全上支障をきたす可能性があります。車両全体に広告を表示したラッピングなども、交通安全上の問題があるので控えましょう。

また、自然豊かな地域や規制地域などを運行することもありますので、運行する地域の良好な景観形成にも配慮して、落ち着いた色相、明度、彩度の色使いを心掛けてください。



派手なデザイン、色使い、窓も塞がって



### <静岡県車体利用全面広告ガイドライン>

<p>1 一般事項</p> <p>車体利用広告物は、次の要件を満たすものでなければならない。</p> <p>(1) 交通の安全を阻害するおそれがないものであること。</p> <p>(2) 都市景観との調和を損なうものでないこと。</p> <p>(3) 公序良俗に反するものでないこと。</p> <p>2 個別事項</p> <p>車体利用広告物は、その広告物の色彩、模様その他のデザインが、次の各号のいずれかに該当するときは、これを掲載しない。</p> <p>(1) 安全上からの禁止事項</p> <p>ア 発光、蛍光、反射効果を有する材料、その他これらに類するものを使用するもの</p> <p>イ 車体の窓又はドア等のガラス部分に表示されているもの。ただし、デザイン上やむを得ないもので、透過性の高い素材を使用するなど内部からの視認性を妨げない場合は除く。</p> <p>ウ デザイン構成がストーリー性のあるもの又は長い文章が含まれるもの</p> <p>エ 乗合自動車の場合は、後部の色がテールランプの色と紛らわしいもの</p> <p>オ 信号機又は道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの</p> <p>カ 車体の排気口やスピーカー口をラッピングでふさぐもの</p> <p>(2) 都市景観上からの禁止事項</p> <p>ア デザインが文字中心のもの</p> <p>イ 車体面積とのバランスを欠くような著しく大きなロゴ又はデザインとなるなど、表現がひどくきついもの</p> <p>ウ 会社名、商品名を連呼するなど表現がくだいもの</p> <p>エ 地色に派手な原色を使用するもの</p> <p>オ 地色に黒色又は暗い色調を使用するもの</p>	<p>(3) 公衆への配慮</p> <p>ア 性を意識させるようなデザインのもの</p> <p>イ 身体の一部をことさら強調するもの</p> <p>ウ 表現が不正確で誤認されるおそれのあるもの</p> <p>エ その他公衆に不快感又は恐怖感を与えるもの</p> <p>3 特別事項</p> <p>以下の地域を走行する電車及び乗合自動車に掲出する場合は、その地域の特性を理解し、景観との調和に一層配慮すること。</p> <p>(1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）に定められた、国立公園、国定公園</p> <p>(2) 静岡県立自然公園条例（昭和36年静岡県条例第53号）に定められた、県立自然公園</p> <p>(3) 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に定められた、原生自然環境保全地域</p> <p>(4) 静岡県自然環境保全条例（昭和48年静岡県条例第9号）に定められた、自然環境保全地域</p> <p>4 その他注意事項</p> <p>(1) 乗降口扉等の業務用各表示の位置及び大きさ等については、原則として、ラッピング貼付の上、現状位置に同色・同サイズの表示を貼りつけること。</p> <p>(2) 乗合自動車の場合、車体を見て乗合自動車であることを容易に判別できるものにする。</p>
--	---

## ■のぼり旗

店舗の前などに、のぼり旗を設置したまま放置されている状況が見受けられます。

誤解されている方もいらっしゃいますが、のぼり旗も屋外広告物となりますので、公衆の危害防止や良好な景観形成に十分配慮することが求められます。

のぼり旗が何本も乱立しているとか、閉店後も設置したままにしておくことがないよう、心掛けましょう。また、ガードレールなどの禁止物件に、のぼり旗を設置することがないよう留意してください。

### 出しっ放しはやめましょう

- ・のぼり旗は比較的容易に設置できるので、設置したまま放置しているものも見受けられます。
- ・強風などで飛ばされ、交通安全上支障をきたす可能性もありますので、のぼり旗を設置したままにせず、営業後には片付けることなど心掛けましょう。



お店はやってない、のぼり旗は出てる

### 魅力アップの工夫

- ・店舗の前などに、のぼり旗を複数並べて目立たせようとするのも場合によっては必要かもしれませんが、のぼり旗を乱立させることよりも、店舗の前を魅力的な空間にして、そこに立ち寄りたいたいと思わせる工夫も大切です。



## 9-4 デジタルサイネージは輝度や動き、音にも注意しましょう

### ■ デジタルサイネージによる屋外広告物とは

デジタルサイネージによる屋外広告物とは、LED等により自ら発光して常時表示の内容を変えたり、点滅する電光表示（デジタルサイネージ）を伴う屋外広告物です。デジタルサイネージは、情報量が多く、拡張性・視認性に優れ、多様な表現が可能であるという特徴を有していますが、光や動きに加えて音を発するものも多く、「光」「動き」「音」をうまくコントロールしていかないと、景観阻害要因となり、さらには住環境や夜間景観等に悪影響を及ぼす恐れがあります。



### ■ デジタルサイネージによる屋外広告物の特性と課題

特性		課題
情報量が多い	<ul style="list-style-type: none"> <li>表示内容の切り替えにより1枚のディスプレイで複数の情報を提供できる</li> <li>表示内容に動画を活用することで、アナログでは不可能な動きや音を付加することができる</li> </ul>	<p><b>交通安全への影響</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ドライバーの視点誘導など交通安全上の支障とならないよう設置場所に十分配慮する必要がある</li> </ul> <p><b>→ 住環境や夜間景観への影響</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ディスプレイにより発色・発光しているため住環境の支障とならないよう住居地域では十分配慮する必要がある</li> <li>さらに、日没後での発色・発光したディスプレイは目立つため夜間景観に十分配慮する必要がある</li> </ul>
拡張性が高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>オンラインで表示内容を変更できるネットワーク型は、リアルタイムで最新情報を流すことができる</li> <li>従来のアナログ媒体は、表示内容を変更するたびに貼り替えや付け替えが必要であるが、表示したいデータを変更するだけで良い</li> </ul>	
視認性が高い	<ul style="list-style-type: none"> <li>ディスプレイにより発色・発光しているため視認性が高く、広告板や広告幕などのアナログ媒体よりも歩行者の目に留まりやすい</li> </ul>	

## ■ 県条例の取扱い

県条例では、デジタルサイネージ特有の「光」「動き」「音」に関する詳細な基準を明記していませんが、広告塔や広告板などの掲出に関する既存の許可基準と同様の取扱いとなります。

また、案内図板等（条例第6条第5項）の共通基準「電飾設備には、動光、点滅照明、ネオン照明、光源が露出した物（案内広告を直接照らすものを除く。）その他これらに類するものを使用しないものであること。」に該当するものとなります。

このため、特別規制地域、広告景観保全地区等では、案内図板にデジタルサイネージは設置できません。特別規制地域、広告景観保全地区、後退距離規制適用地域における一般広告物・案内図板以外にデジタルサイネージを設置する場合は、それぞれ規制地域の許可基準に適合したものにしてください。

### ■案内図板の設置（表示）可否の違い

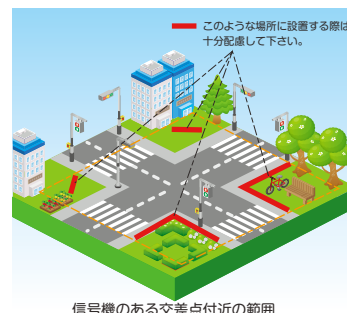
種別	特別規制地域 広告景観保全地区	普通規制地域
デジタルサイネージ による案内図板 (デジタル媒体)	× [ 共通基準の電飾設備に該当 するため、設置（表示）不可 ]	○※ [ ※後退距離規制適用地域に おいては設置（表示）不可 ]
一般的な案内図板 (アナログ媒体)	○	○

## ■ デジタルサイネージを設置する上でのポイント

### (1) 交通安全上の配慮

原則として、信号機、道路標識など交通安全施設の効用を妨げるようなものは設置が認められません。必要に応じて、道路交通管理者である所轄警察署に確認を行ってください。

信号機や交差点の付近等の交通の要所で、デジタルサイネージに使われる赤・青・黄などの様々な色や動きは信号機と誤認されやすく、運転者の不注意を招き、交通事故につながる可能性があります。



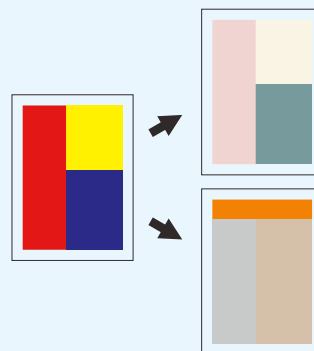
大きな事故につながらないように、信号機のある交差点付近（停止線までの範囲）では、デジタルサイネージによる屋外広告物が信号機と誤認されないように、十分配慮してください。

#### <ポイント>

##### ①信号機と誤認されるような赤・青・黄など高彩度色を使用しない

赤・青・黄などの高彩度色（鮮やかな色）は、落ち着いた周辺の景観を阻害したり、人によっては不快感を覚えたりすることがあります。

デジタルサイネージは発光していることから、必要以上に高彩度色を使用しなくても明るく見えます。低彩度色（落ち着いた色）でまとめたり、アクセントカラーに留めておくなど工夫が必要です。



##### ②信号機より目立たないように、明るさを抑える

屋外のデジタルサイネージは、太陽光の下で見えるように高輝度に設定されることが多くなっていますので、輝度（明るさ）を抑えるようにしてください。



##### ③視覚障害者用信号機の音を阻害しないように、音は出さない

複数の音は雑音になるだけでなく、相互に騒音のレベルを高めることになりかねません。特に、視覚障害者用信号機の音を阻害しないようにしてください。

## (2) 住環境や夜間景観の配慮

居住地域の住環境の保全のために落ち着いた低彩度・低明度が望ましく、日没後の照明環境（夜間景観）を考慮し、輝度等の抑制や消灯時間帯の設置など十分配慮してください。

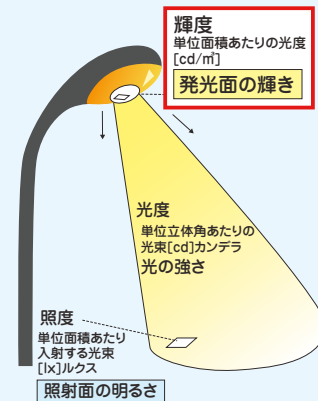
### <ポイント>

#### ① 周辺の照明環境に配慮し、できる限り輝度（明るさ）を抑制することが好ましい

CIE（国際照明委員会）では、地方（E2区域：産業的又は居住的な地方領域）における看板の平均輝度の最大許容値  $400\text{cd}/\text{m}^2$  以下を目安としていますので、できる限り明るさを  $400\text{cd}/\text{m}^2$  以下としてください。

※液晶テレビの明るさが、概ね  $300 \sim 500\text{cd}/\text{m}^2$

特に、日没後はデジタルサイネージの輝度（明るさ）が際立って目立つため、季節・天気・周辺の明るさ等による変動を考慮して、消灯時間帯を設置するなど工夫が必要です。



#### ② 住居の窓の近傍には設置はしない

住宅地周辺は、緑ある閑静な街並みなど落ち着きや潤いを感じられる地域であり、デジタルサイネージの輝度（明るさ）などが住環境に悪影響を与えるため、特に住居の窓の近傍には設置しないでください。

### < CIE（国際照明委員会）による「屋外照明設備による障害光抑制ガイド（2003）」 >

#### ○ CIE の環境区域

区域	環境	光環境	例
E 1	自然	本来暗い	国立公園、保護された場所
E 2	地方	低い明るさ	産業的又は居住的な地方領域
E 3	郊外	中間の明るさ	産業的又は居住的な郊外領域
E 4	都市	高い明るさ	都市中心と商業領域

#### ○ 障害光を抑制するための照明技術特性値の許容最大値（CIE 150-2003 抜粋）

過剰に照明された建築物の壁面と看板

看板の平均輝度の最大許容値（単位： $\text{cd}/\text{m}^2$ ）

照明技術要素	利用条件	E 1	E 2	E 3	E 4
看板の輝度(Ls)	平均照度×反射率/πより求める 又は、自発光しているものの輝度	50 $\text{cd}/\text{m}^2$	400 $\text{cd}/\text{m}^2$	800 $\text{cd}/\text{m}^2$	1000 $\text{cd}/\text{m}^2$

備考) どの分類の区分でも、住居の窓の近傍に取り付けるべきではない。

### (3) その他配慮事項

#### ①高い位置や通りの進行方向に正対する設置は極力避ける

高い位置にデジタルサイネージによる屋外広告物を設置すると、光を遮るものがなく、広範囲に影響を及ぼすため、高い位置への設置は極力避けてください。

また、建物の壁から突き出して設置される突出し広告など、歩行者等の進行方向に正対して設置されている屋外広告物は通りから目立ち、狭い空間にデジタルサイネージの光や動きが重なって見え、周囲の景観を阻害することがありますので、極力、設置を避けてください。



正対する広告

#### ②反射・映り込み防止フィルム等を活用する

屋外のデジタルサイネージは、太陽光や周辺の光の強さ・向きによって、反射や映り込みが生じるため画面が見え難いことがあります。反射・映り込み防止フィルム等により、画面を見やすくするとともに、輝度（明るさ）を抑えてください。

#### ③地色（背景色）の白は控える

「地」の色に明度の高い白を使うと輝度（明るさ）が上がって見え難くなるため、明度を抑えてください。

「地」の色はライトグレー、オフホワイト又はアイボリー等を使用すると昼夜に関わらず見やすく、落ち着いて見えます。



#### ④過度な点滅は控える

1997年にアニメーション番組を観た視聴者（特に子どもたち）の健康に影響を及ぼす事態が起こり、1998年に再発防止のための「アニメーション等の映像手法に関するガイドライン」が策定されました。以下の点について、細心の注意を払う必要があります。

- 1 映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤」の点滅
- 2 コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換など

デジタルサイネージによる屋外広告物の効果を高めるために、画面の動きや点滅、画面転換等により興味を引くものがありますが、過度な点滅や激しい動きは、落ち着いた周囲の景観を阻害したり、人によっては不快感を覚えたり、健康を損ねたりすることもあるため、画面が落ち着いて見られるように、動画のコンテンツを作製するときにはできるだけ静止画に近い、ゆっくりとした表現にしてください。

#### ⑤音は極力出さない

複数の音は雑音になるだけでなく、相互に騒音のレベルを高めることになりかねませんので、極力、音は出さないでください。商業地系エリアで音を出す場合でも、音量を抑えたり、時間帯を限るなど工夫が必要です。